

下関市分別収集計画

令和4年6月21日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では「単にごみを燃やし、埋めること」から「循環型社会」への転換を図っていくため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、基本理念を『「みんなで取り組む」資源循環都市 しものせき』と定め、市民・事業者・行政のパートナーシップ（協働・連携）により、また、「みんな」がそれぞれ主体となり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）と、これにリフューズを加えた4つのR（以下「4R」という。）で推進し、循環型の都市を目指し取り組んでいるところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、本市における容器包装廃棄物の4Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の排出の抑制、再使用の促進を図る。
- ②徹底した分別の実施により、効率的・効果的なリサイクルを行う。
- ③市民・事業者・行政の三者が一体となり、資源の有効な利用の確保を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）、その他のプラスチック製容

器包装を対象とする。

このうちステーション回収するものは、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを含むその他のプラスチック製容器包装とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	21,669t	21,426t	21,186t	20,949t	20,716t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクル活動のPR

市民や事業者等に法の趣旨や内容について理解を深めてもらうと共に、買い物袋持参運動や簡易包装の推進等のPRを行い、容器包装廃棄物の排出抑制や再使用、リサイクルを促進する。

(2) 廃棄物減量等推進審議会

学識経験者、市民代表、事業者など20名以内で組織し、一般廃棄物の減量等の重要な施策について審議する。

(3) クリーンアップ推進員制度

一般廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、各自治会にクリーンアップ推進員を委嘱し、廃棄物の再生利用の推進、家庭系一般廃棄物の適正な排出の指導、不法投棄の防止、ごみステーションの清潔保持指導等を行う。

(4) 再資源化推進事業

一般廃棄物の再資源化と減量化を図るため、自治会、子供会、PTA等再資源化推進事業を実施した推進団体に奨励金を交付する。

(5) ごみダイエットとリサイクル出前講座

ごみの減量化やリサイクルについて、市民に一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。

(6) ごみダイエット・リサイクル推進店

簡易包装の推進・買い物袋持参運動の推進等、ごみ減量化に取り組む販売店を募集し、認定した場合、認定書とステッカーを交付し、市報等で紹介する。

(7) 啓発施設の活用

しものせき環境みらい館において様々な情報を発信し、リサイクル活動の拠点として市民の理解を深める。

(8) レジ袋無料配布中止

消費者団体、事業者、行政が協働で県内一斉に「レジ袋の無料配布中止」に取り組み、市内では食品スーパーを中心とし取り組みを行う。

(9) 資源ごみの有料化

資源ごみ（びん・缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル）の有料指定ごみ袋制の導入により、ごみの減量化を図る。

(10) その他

親子リサイクル教室やごみ処理施設の見学など環境に関して学ぶ機会を設け、市民の理解を深める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ処理施設の処理能力等を勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄、収集機材並びに市民の協力等を勘定し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	びん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主として段ボール製の容器	古紙
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	180 t		178 t		176 t		174 t		172 t	
主としてアルミ製の容器	350 t		346 t		342 t		338 t		334 t	
無色のガラス製容器	(合計) 129 t		(合計) 127 t		(合計) 126 t		(合計) 124 t		(合計) 123 t	
	(引渡額) 129 t	(独自処理額) t	(引渡額) 127 t	(独自処理額) t	(引渡額) 126 t	(独自処理額) t	(引渡額) 124 t	(独自処理額) t	(引渡額) 123 t	(独自処理額) t
茶色のガラス製容器	(合計) 244 t		(合計) 241 t		(合計) 238 t		(合計) 236 t		(合計) 233 t	
	(引渡額) 244 t	(独自処理額) t	(引渡額) 241 t	(独自処理額) t	(引渡額) 238 t	(独自処理額) t	(引渡額) 236 t	(独自処理額) t	(引渡額) 233 t	(独自処理額) t
その他のガラス製容器	(合計) 122 t		(合計) 120 t		(合計) 119 t		(合計) 117 t		(合計) 116 t	
	(引渡額) 122 t	(独自処理額) t	(引渡額) 120 t	(独自処理額) t	(引渡額) 119 t	(独自処理額) t	(引渡額) 117 t	(独自処理額) t	(引渡額) 116 t	(独自処理額) t
主として段ボール製の容器	888 t		878 t		867 t		857 t		847 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 475 t		(合計) 482 t		(合計) 489 t		(合計) 496 t		(合計) 503 t	
	(引渡額) 449 t	(独自処理額) t	(引渡額) 443 t	(独自処理額) t	(引渡額) 438 t	(独自処理額) t	(引渡額) 433 t	(独自処理額) t	(引渡額) 428 t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,696 t		(合計) 1,676 t		(合計) 1,657 t		(合計) 1,637 t		(合計) 1,618 t	
	(引渡額) 1,696 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,676 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,657 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,637 t	(独自処理額) t	(引渡額) 1,618 t	(独自処理額) t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{令和3年度の分別基準適合物等の引渡数量} \times \text{人口変動率}$$

令和3年度の分別基準適合物等の引渡数量のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、すべて下関市全域での引渡数量とし、それぞれの実績量とする。

人口変動率は、トレンド法により算定した各年度の推計人口の人口変動率に対し、令和3年度末住民基本台帳人口（252,413人）を基準に、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
247,030人 (令和3年度比) 97.87%	244,119人 (令和3年度比) 96.71%	241,243人 (令和3年度比) 95.57%	238,401人 (令和3年度比) 94.45%	235,592人 (令和3年度比) 93.34%

※上表中、令和3年度比人口変動率は算定に用いた値の小数点第3位を四捨五入したものを表示している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下関地区においては直営収集及び委託収集、菊川・豊田・豊浦・豊北地区については委託収集により行う。

表 10-1 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器	自治会や市民団体等による集団回収を行い、各自で業者等に依頼し、処理する。		
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん・缶	市または委託業者による定期収集	市
ペットボトル	ペットボトル		
白色トレイを含むその他 プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
段ボール	古紙 (同時に新聞紙・雑誌類の収集有り)		
	自治会や市民団体等による集団回収を行い、各自で業者等に依頼し、処理する。		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

下関・菊川・豊田地区においては、段ボール以外はすべてリサイクルプラザで選別・圧縮・保管し、段ボールについては、買取業者による選別・圧縮・梱包等処理又は委託処理を行う。

豊浦・豊北地区においては、一旦すべてクリーンセンター響に搬入・保管し、段ボール以外はリサイクルプラザに移送する。段ボールについては、買取業者が引き取り、自らの施設又は提携先・売却先の施設で圧縮・梱包等処理する。

表 11-1 分別収集の用に供する施設総括表

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	びん・缶	指定ごみ袋	パッカー車 オープン車 ダンプ 軽トラック	リサイクルプ ラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル			
白色トレイを含むその 他のプラスチック製容 器包装	プラスチック製 容器包装			
段ボール	古紙 (同時に新聞紙・ 雑誌類の収集有 り)	束ねる場合 は紐で縛る		買取業者又は クリーンセン ター響

表 11-2 分別収集の用に供する施設（排出段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器				
1 1 1 1 1 ごみ袋	①缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ②びん類 ・無色 ・茶色 ・その他 ③ペットボトル ④白色トレイを含む その他プラスチック製容器包装	指定ごみ袋 小 18リットル 中 30リットル 大 45リットル	市	・資源ごみとして収集、リサイクルプラザ又はクリーンセンター響に搬入。
	⑤段ボール	束ねる場合は紐で縛る		・古紙として収集、買取業者又はクリーンセンター響に搬入。
2. 集積場所				
1 1 1 1 1 ごみステーション	①缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ②びん類 ・無色 ・茶色 ・その他 ③ペットボトル ④白色トレイを含む その他プラスチック製容器包装 ⑤段ボール	各ごみステーションによる	自治会等	

表 11-3 分別収集の用に供する施設（運搬段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【運搬段階】				
1. 車輛				
1 パッカー車	①缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ②びん類 ・無色 ・茶色 ・その他 ③ペットボトル ④白色トレイを含むその他プラスチック製容器包装 ⑤段ボール	（仕様） （下関地区） 3tパッカー車 19台 2tパッカー車 82台 1tパッカー車 8台 3tダンプ 1台 2tダンプ 18台 1tダンプ 9台 その他 18台 （菊川地区） 4tパッカー車 5台 3tパッカー車 1台 2tパッカー車 5台 2tダンプ 2台 1tダンプ 1台 その他 4台 （豊田地区） 4tパッカー車 5台 3tパッカー車 1台 2tパッカー車 2台 2tダンプ 1台 1tダンプ 3台 その他 5台 （豊浦地区） 3tパッカー車 4台 2tダンプ 1台 1tダンプ 2台 その他 3台 （豊北地区） 4tパッカー車 1台 3tパッカー車 1台 2tパッカー車 1台 3tダンプ 2台 2tダンプ 2台 その他 2台	市又は市委託業者	

表 11-4 分別収集の用に供する施設（中間処理・保管段階）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
【中間処理・保管段階】				
1. リサイクルプラザ				
1 選別・圧縮	①缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ②びん類 ・無色 ・茶色 ・その他 ③ペットボトル ④白色トレイを含むその他プラスチック製容器包装	(①②仕様) 主要機器 ベルトコンベア・破袋除袋機・手選別ライン・磁力選別機・アルミ選別機・風力選別機・びん類自動色選別機・金属圧縮機 能力 26.01 t / 日 (③仕様) 主要機器 ベルトコンベア・破袋除袋機・手選別ライン・圧縮梱包機 能力 0.84 t / 日 (④仕様) 主要機器 ベルトコンベア・破袋機・手選別ライン・磁力選別機・圧縮梱包機 能力 21.54 t / 日	市	
2 ストックヤード	①缶類 ・スチール缶 ・アルミ缶 ②びん類 ・無色 ・茶色 ・その他 ③ペットボトル ④白色トレイを含むその他プラスチック製容器包装 ⑤段ボール	(仕様) 形状：屋根付ストックヤード 4.5m×7.5m=33.75 m ² 4.5m×7.5m=33.75 m ² 5.5m×7.5m=41.25 m ² 5.5m×7.5m=41.25 m ² 6m×7.5m=45 m ² 4m×7.5m=30 m ² 18m×7.5m=135 m ² 1m×7.5m=7.5 m ²	市	

2. クリーンセンター響				
1	ストックヤード	①段ボール	(仕様) 10m×10m=100 m ²	市